

仕様書

委託項目	令和8年度 青森労働局貨物輸送業務委託（単価契約）
期 間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
輸送場所	仕様書2及び3のとおり
貨物輸送日	下記業務内容①については原則毎日とする。但し、土曜日、日曜日、祝日の他、発注者、受注者協議のうえ定めた日は除くものとする。業務内容②については、輸送を要する貨物がある日のみとする。
概 略	
仕 様	<p>[業務内容]</p> <p>① 青森労働局から各監督署、各安定所及び出張所等間の貨物（ジュラルミン ケース）輸送業務。なお、貨物の内容物には信書に該当する文書が含まれる。</p> <p>② ①のほか、全国各地への貨物輸送業務（信書を含まない。）。</p> <p>注) ①のジュラルミンケースは、現在使用しているものを継続して使用する。</p> <p>サイズ450mm×340mm×210mm</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本単価契約は予定数量の発送を確約するものではないこと。また、各発送予定数量は変動するものであること。 ・ジュラルミンケースの施錠は発注者側で行うものであること。 ・貨物の集荷及び配達時、集荷先及び配達先担当者に対し、送付又は受領に係る伝票を交付すること。 ・受注者は本業務を善良な管理者の注意を持って行うものとし、貨物の盗難、破損又は紛失の無いよう、十分留意すること。 ・貨物に事故等により損害を与えたときは、賠償の責に任じ遅滞なくこれの弁償金を支払うものとする。ただし、天災その他不可抗力等受託者の責に帰しがたい事由でやむを得ないものと認めた時は、減額もしくは免責の措置をとることがある。 ・本契約で知り得た事項は守秘義務を厳守し、情報の漏洩防止対策に万全を期すること。 <p>[再委託]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約書に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受注者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。 2 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は、再委託してはならない。 3 委託業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託する業務、再委託先等を発注者に申請し、承認を受けること。

仕様書

<p>4 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受注者が負うこと。</p> <p>[通報窓口の設置・周知]</p> <p>厚生労働省では、受注業者の社員等からの通報を受け付ける専用窓口を設置しているので、以下の内容を社内で説明・周知するとともに、説明・周知した結果を別紙様式1「通報窓口の周知完了報告書」により発注者に報告すること。</p> <p>厚生労働省では、契約の適正な履行の確保を目的として、受注業者に契約違反などがある場合に、受注業者の社員等からの通報を受け付けることができるよう専用窓口を設置しています。 今般、貴社との契約を締結しましたので、当該契約について、今後、不適正な業務の実施が確認された場合又は疑われる場合がありましたら、次の専用窓口までご連絡ください。</p> <p>(通報窓口) 厚生労働省大臣官房会計課企画調整室</p> <p>(1) 書面(郵送)の場合 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省大臣官房会計課企画調整室あて</p> <p>(2) ファクシミリの場合 厚生労働省大臣官房会計課企画調整室 03-3595-2121</p> <p>(3) メールの場合 keiyaku-tsuho@mhlw.go.jp (専用メールアドレス)</p>
<p>[問題発生時の連絡体制]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報漏えい及び作業計画の大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について報告すること。 <p>青森労働局総務部総務課会計第1係 電話番号017-734-4111</p>
<p>[検査]</p> <p>① 業務内容①の履行について、仕様書に則って輸送すること。その際、発注者の指示により、全数検査を行い、業務の履行を客観的に証明する資料（荷受伝票等）を納入成果物（ジュラルミンケースをいう。以下同じ。）と併せて提出すること。</p> <p>② 検査の結果、納入成果物の全部又は一部に不履行（輸送先の誤り等）が生じた場合、受注業者は直ちに当該納入成果物を引き取り、指定した日時までに成果物をすべて輸送すること。</p>

仕様書2

1 貨物（ジュラルミンケース）輸送場所

	拠点		拠点	
	名称	住所	名称	住所
1 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	青森労働基準監督署	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8階	
2 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	弘前労働基準監督署	弘前市南富田町5-1	
3 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	八戸労働基準監督署	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎1階	
4 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	五所川原労働基準監督署	五所川原市唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	
5 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	十和田労働基準監督署	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	
6 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	むつ労働基準監督署	むつ市金谷2-6-15 下北合同庁舎4階	
7 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	青森公共職業安定所	青森市中央2-10-10	
8 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	八戸公共職業安定所	八戸市沼館4-7-120	
9 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	弘前公共職業安定所	弘前市南富田町5-1	
10 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	むつ公共職業安定所	むつ市若松町10-3	
11 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	野辺地公共職業安定所	上北郡野辺地町字昼場12-1	
12 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	五所川原公共職業安定所	五所川原市敷島町37-6	
13 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	三沢公共職業安定所	三沢市桜町3-1-22	
14 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	三沢公共職業安定所 十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	
15 青森労働局	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎5階	黒石公共職業安定所	黒石市緑町2-214	
16 青森公共職業安定所	青森市中央2-10-10	ハローワークヤングプラザ	青森市安方1-1-40 アスパム3階	
17 八戸公共職業安定所	八戸市沼館4-7-120	三戸町地域職業相談室	三戸郡三戸町川守田字元木平8-1 アップルドーム内	
18 三沢公共職業安定所	三沢市桜町3-1-22	三沢公共職業安定所 十和田出張所	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎1階	

集荷・配達の時刻については、原則として以下の※1～3のとおりとする。

※1 「青森公共職業安定所」については、15時～16時の間に配達・集荷を行う。

※2 「ハローワークヤングプラザ」及び「三戸町地域職業相談室」については、午前9時から正午までの間に集荷・配達を行う。

「ハローワークヤングプラザ」から集荷したジュラルミンケースは、当日の15時～16時の間に青森公共職業安定所に配達する。

※3 その他については8時30分から10時30分の間に配達を、15時から17時の間に集荷を行う。

仕様書3

2 全国輸送

地域	予定数量						
	60サイズ	80サイズ	100サイズ	120サイズ	140サイズ	160サイズ	170サイズ
青森県内	150	140	10	30	10	10	10
北海道	1	1	1	1	1	1	1
東北（岩手・宮城・秋田・山形・福島）	1	1	1	1	1	1	1
関東・甲信越（山梨・埼玉・千葉・長野・東京・神奈川・新潟・栃木・群馬・茨城）	1	1	1	1	1	1	1
中部・北陸（富山・石川・岐阜・静岡・愛知・三重・福井）	1	1	1	1	1	1	1
関西（奈良・京都・滋賀・大阪・兵庫・和歌山）	1	1	1	1	1	1	1
中国（山口・広島・岡山・鳥取・島根）	1	1	1	1	1	1	1
四国（愛媛・香川・徳島・高知）	1	1	1	1	1	1	1
九州（福岡・大分・佐賀・長崎・宮崎・熊本・鹿児島）	1	1	1	1	1	1	1

※重量は一律25kgまでとする。

※予定数量はあくまで見込数であり、実際の数量を保証するものではありません。

別紙様式 1

令和 年 月 日

通報窓口の周知完了報告書

受注者名 _____

当社が青森労働局と契約しました「令和8年度青森労働局貨物輸送委託業務（単価契約）」の実施に当たりまして、厚生労働省では、受託業者が契約に違反した場合、受注業者の社員等から通報を受け付ける専用窓口を設置していることを、以下のとおり当社社員へ周知しましたので報告します。

【周知方法】

(掲示板への掲示、メール等、周知の方法を具体的に記載すること。)

【周知内容】

(周知した内容を具体的に記載すること。)